

曾於市水道事業包括業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 9 月

曾於市水道課

## 1. 目的

この要領は曾於市水道事業包括業務を委託するにあたり適正な体制が確立できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

曾於市水道事業包括業務委託

### (2) 業務内容

別添「曾於市水道事業包括業務委託仕様書」のとおりとする。

### (3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日まで

(ただし、契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までは準備期間とする。)

### (4) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式(簡易プロポーザル)

### (5) 発注者事務局（書類提出先、問い合わせ先）

曾於市役所水道課 担当者：田之上、大峯

〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地

TEL 0986-76-8812 FAX 0986-76-1122

E-Mail : s-suidou@city.soo.lg.jp

## 3. 見積限度額及び支払方法等

履行期間中の本委託業務にかかる見積限度額及び委託料の支払方法は、次のとおりとする。

### (1) 見積限度額

240, 900, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

※地方自治法 214 条に基づく債務負担行為による 5 年契約とする。

(準備期間 + 本契約 5 年)

※契約期間中に消費税率の引き上げが行われた場合は別途協議する。

### (2) 支払方法等

委託料の支払方法については、毎月払いとし、支払回数については令和 8 年 4 月分から令和 13 年 3 月分までの計 60 回払いとする。

## 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、公告日現在において次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 7 年度の曾於市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 曾於市内に本社もしくは営業所を有していること。
- (5) 過去 1 年間に曾於市の給水人口と同等規模以上の水道事業者と検針業務または、滞納整理業務の受託実績を有し、かつ、指定給水装置工事事業者として登録実績があること。
- (6) 委託期間開始日において本業務委託内容と同種又は類似の業務について 1 年以上の実務経験を有する者を業務責任者として配置できること。
- (7) 「JISQ15001 プライバシーマークの認定」かつ「ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム」を取得・運用していること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 共同企業体で参加申込する場合は、次の要件をすべて満たすこと。
  - ① 共同企業体の全ての構成員が、前項（1）（2）（3）（5）（8）の要件すべてを満たす者であること。
  - ② 共同企業体の構成員に前項（4）（6）（7）を満たす者が含まれ、かつ、本件業務を受託後曾於市内に事務所を開設できること。
  - ③ 共同企業体の構成員は、本件業務に関して当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
  - ④ 共同企業体の構成員の出資比率は、構成員ごとの分担業務額によるものとする。
  - ⑤ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加することができない。
- (10) 仕様書で定める人員を確保し、業務委託の実施にあたり、曾於市との連絡調整や打合せなどに迅速かつ的確に対応できる者であること。

## 5. 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

- ① 実施要領等の公表・・・・令和 7 年 9 月 24 日（水）
- ② 参加表明書の提出・・・・令和 7 年 9 月 24 日（水）～令和 7 年 10 月 7 日（火）
- ③ 要領等に関する質問提出・・令和 7 年 9 月 24 日（水）～令和 7 年 10 月 1 日（水）
- ④ 要領等に関する質問への回答日・・令和 7 年 10 月 3 日（金）
- ⑤ 参加資格結果回答・・・・令和 7 年 10 月 10 日（金）

- ⑥ 企画提案書等の提出期間・・・令和7年10月14日（火）～令和7年10月31日（金）
- ⑦ 審査結果通知・・・令和7年11月11日（火）
- ⑧ 契約締結・公表・・・令和7年12月8日（月）

## 6. 提出書類等

(1) プロポーザル参加申出書提出について

プロポーザル参加申出書（様式第2号）

②参加資格確認表（別紙）

③提出期間・・・令和7年9月24日（水）～10月7日（火）17時15分

④提出方法・・・提出期限までに事務局に郵送（必着）または持参すること。

(2) 参加資格の確認について

参加資格の確認は、参加表明書の提出日を基準とする。ただし、参加表明書の提出後から審査結果の決定日までに参加者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。参加表明書を提出した事業者には、公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書（様式第3号）の確認結果を通知する。

(3) 質問については、質問内容を簡潔に取りまとめて提出すること。

①質問書（様式⑤）

②提出期間・・・令和7年9月24日（水）～10月1日（水）17時15分

③提出方法・・・電子メール、もしくはFAXにて事務局へ提出すること。

④回答方法・・・令和7年10月3日（金）午後5時までに文書または電子メールで回答

⑤送信後は、送信した旨の連絡を電話にて行うこと。

(4) プロポーザルへの参加を希望するものは、次により参加申請書類一式を提出すること。

①参加申込書類・様式等配布期間

配布期間：令和7年9月24日（水）から令和7年10月31日（金）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

②配布場所：曾於市水道課（曾於市役所本庁北棟1階水道課内）

③参加申込書類受付期間

受付期間：令和7年9月24日（水）～10月7日（火）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

④受付場所：曾於市水道課（曾於市役所本庁北棟1階水道課内）

⑤提出方法：郵送（必着）または持参

⑥提出書類（各1部）

ア プロポーザル参加申出書（様式第2号）・参加資格確認表

- イ 誓約書（様式①）
- ウ 業務受託実績表（任意様式）
- ※ 受託実績の契約書の写し及び実績を証明できる書類等を添付すること。（業務名、業務場所、業務内容、契約期間、契約金額、委託者・受託者の押印が確認できるもの）
- エ 会社概要書（様式②）
- ※ 所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの（パンフレット等）を添付すること。
- オ 財務諸表（直近2ヶ年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
- カ 情報セキュリティマネジメントシステム適合評価制度の認証写しおよびプライバシーマークの付与認定の写し。
- キ 共同企業体協定書（任意様式）※共同企業体の場合のみ
- ク 協定に関する委任状（様式③）※共同企業体の場合のみ
- ケ 分担業務額協定書（様式④）※共同企業体の場合のみ

(5) 企画提案書 企画提案書は1者1案とし、次にの資料を提出すること。

- ア 提出書類等
  - ①提案書鑑（様式⑥）
  - ②会社概要書（様式②）
  - ③直近の「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に滞納がない旨の証明
  - ④企画提案書（様式指定なし）
- ※後述イの企画提案書の項目及び仕様書に基づき事業者の実施内容、業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。業務提案書の作成は、本業務について1冊にまとめ、A4の印刷物とし、表紙・目次等を除き50ページ内で作成し、各ページにページ番号を付けること。

イ 企画提案書の項目/配点（1項目につきA4片面3枚以内。）

No	評価項目	配点
1-1	会社概要	10
1-2	業務実績	10
1-3	業務実施方針	20
1-4	業務実施体制	30

2-1	受付・窓口業務	20
2-2	開閉栓業務	10
2-3	検針業務	20
2-4	調定・更正業務	10
2-5	料金請求・収納業務	10
2-6	滞納整理業務	20
2-7	給水停止業務	10
2-8	収納率向上	10
2-9	現場初期対応	10
2-10	修繕対応業務	10
2-11	給水装置・排水設備検査	10
2-12	危機管理体制	10
3	見積金額	30
合計		<b>250</b>

(6) 企画提案書等の提出時の留意点

- ①提出する企画提案書等は、1社第1案のみとし、第2案は認めない。
- ②企画提案書等を受理した後は、その追加修正は認めない。

(7) 審査結果の通知 令和7年11月11日（火）予定

案内を文書または電子メールで通知する。

## 7. 見積書（第8号様式）

見積内訳書に税抜額及び消費税額を明示し、総額を記載すること。事業限度額を超える見積額の提案があった場合は失格とする。

- ①提出期間・・・令和7年10月14日（火）～10月31日（金）17時15分
- ②提出方法・・・郵送（必着）または持参。
- ③提出部数・・・正本1部・電子データー式（記録媒体光ディスク）

## 8. 契約

契約に際して、企画提案事項は必ず実施することとし、契約の協議調整を行い合意が得られた時点で、見積書を徵して随意契約により契約を締結する。また、審査の対象者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が本事業の受託者に適していると認められる場合は、その者を随意契約により契約を締結する。

## 9. その他参加に関する留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する作成経費や旅費等の必要諸経費等は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合、またその他不正行為をした提案者は失格とする。
- (4) 提出された書類については変更できないものとし、またその理由にかかわらず返却しない。
- (5) 失格条項等

次の各号に該当する場合は棄権若しくは失格とみなし、審査の対象より除外する。

- ① 参加資格の要件を満たさない場合
- ② 提出期限までに提案書の提出がなかった場合。
- ③ 虚偽の内容、履行不可能な内容が記載されている場合。
- ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- ⑤ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- ⑥ 見積額が異常に少額であるなど、委託事業の適正な履行に支障があると判断された場合。
- ⑦ 選考の公平性を害する行為があった場合。
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合。

### (6) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（令和4年法律第51号）に定める単位とする。文字サイズは10ポイント以上とする。

## 10. 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは提出された企画提案書の全部または一部の複製等をすることができるものとする。

## 1 1. 選定方式等

### (1) 審査委員による選定

提出された業務提案書等に対し、市が設置する審査委員会において、(2)の評価基準に基づき配点し、最高点を得たものを委託候補者として決定する。

審査の結果、点数が同じであった場合には、審査委員による審議を行い、委託候補者を決定するものとする。

### (2) 評価基準と配点【審査：250点満点】

別表1 配点表のとおり

### (3) 参加業者が一提案者のみの場合について

審査において、審査委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を委託候補者として決定する。

### (4) 審査結果の発表

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛てに通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等をホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

## 1 2. プロポーザルの辞退

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、プロポーザルを辞退する場合は、業務提案書の提出期限日までに、プロポーザル参加辞退届（様式⑨）を郵送（必着）または持参により提出すること。

## 1 3. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (3) 提出書類の提出後の修正または変更は、原則として認めない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報は、本業務の委託候補者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 審査に関する電話等による問い合わせには応じない。
- (6) 審査に対する異議申し立ては、これを認めない。

## 1 4. 本プロポーザルの中止

緊急やむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市へは請求できないものとする。

## 1 5. 本要領の効力

本要領は公告の日から適用し、選定事業者との契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。